

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水 一郎

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱・実施要領の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件について、国土交通省大臣官房公共交通政策審議官及び物流・自動車局長より、別紙のとおり改正通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。  
なお、この度の主な改正内容については、下記の通りです。

## 記

### 【改正内容】

#### ○「幹線バス補助」「フィーダー補助」関係

##### (1)「バス運賃改定増収分控除」【要綱：別表2、附則第1条】

⇒バスの運行経費補助額・算定の際、運賃改定を実施した事業者の収益から運賃改定による増収分を控除する規定に係る改正

##### (2)「能登半島地震陸上特例」【要綱：附則第2条】

⇒能登半島地震による地域公共交通計画の認定の申請等の経過措置を制定。

##### (3)「利便増進特例の適用可能な例の明確化」【要領：2.(1)】

⇒利便増進特例の適用可能な例の明確化

##### (4)「R3及びR4補正にて交付した補助額の扱い対応」【要綱：附則第3条】

⇒地域間幹線系統に係る令和7年度事業の補助対象経費の算定にあたっては、「経常収益」に運送収入のほか、令和3年度補正及び令和4年度補正予算で追加的に交付した補助金額を加えるものとする旨の規定。

#### ○「幹線バス補助」「フィーダー補助」以外

##### (5)「地域公共交通調査事業」【要綱：別表25、別表33】

⇒R6年度当初予算において盛り込まれた制度拡充（他分野輸送等を追加）を制定。

##### (6)「その他（条ズレ修正）」

(お問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会  
業務部 松浦、川鍋、渡邊  
TEL：03-3216-4014